

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

## 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 3 国名：インドネシア 担当：民間連携事業部  
案件名：PPPインフラ調査・海外投融資案件実施促進【有償勘定技術支援】

1 今回契約予定のコンサルタント

PPPインフラ調査・海外投融資案件実施促進 2号～3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月中旬から2014年3月下旬まで

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣	整理期間	M/M
6	60	2	60	2	60	5	6.75

(国内：0.75M/M、現地：6.00M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写4部

見積書：正1部写1部

提出期限：5月29日(12時まで)

提出場所：調達部受付 (JICA本部1F)

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：PPPインフラ調査・海外投融資案件実施促進	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：インドネシア/全世界

類似業務：民間連携、投融資に係る各種業務

6 条件

補強は認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

インドネシア政府は、国家5カ年計画(2010年から2014年)期間中に必要なインフラ投資額を1430億米ドルと見込んでいる一方、公的資金によって賄うことができる投資額を510億米ドルと見込んでおり、残額については、海外を含め民間企業からの投資に強く期待している。我が国でも多くの民間企業が同国におけるPPPによるインフラ事業に対するニーズに注目し、事業の参画に強い関心を示している。

JICAとしても、2010年から「協力準備調査(PPPインフラ事業)」(以下「PPP F/S」)を開始し、民間企業によるインフラ事業の海外展開を支援しており、インドネシア向けには2010年の第1回公募から第6回公募までに運輸交通、上下水道、環境の3セクターにおいて合計13件の調査を採択している。加えて、2012年10月には海外投融資が本格再開されたことから、今後インドネシアにおいて、PPP F/Sを経た海外投融資案件(PPPインフラ案件)が増加し、かかる案件の調査・審査に関する情報収集や現地政府との調整、その他現地での業務負担が増大することが見込まれる。

PPPインフラ事業に係る海外投融資案件の具体化を進めていく上では、現地政府関係者との協議を通じて事業の必要性または有益性につき理解を深め、事業実施に向けた必要なサポートを取り付けることが不可欠である。一方で、これまで途上国政府関係者等と対話を行ってきた中で、海外投融資のスキームに対する理解が不十分である、

PPP事業の実施に向けた現地政府による役割・支援の重要性が理解されていない、PPP事業に関連する法制度や組織体制が未整備または整備の途上であることが事業化の障壁となっている、現地政府を含めた事業関係者間のコンセンサス形成が難航する、といった課題が明らかになってきた。

以上から、インドネシア政府によるPPPインフラ事業推進に向けた共通基盤の強化を目的に、JICAは技術協力(PPネットワーク機能強化プロジェクト等)による支援を行ってきているが、今後JICAが海外投融資によるPPPインフラ事業の具体化支援を進める上では、個別案件レベルでも現地の関係政府機関との対話を重ねて理解を得るとともに、JICAとしても事業出資者となる本邦民間企業に対する確かな助言を行っていくことが必要である。

かかる背景を踏まえ、本専門家は、インドネシアにおけるPPPインフラ事業の円滑な事業化に向け、先方政府関係機関のPPP F/S及び海外投融資スキームの理解促進、現地政府機関との個別PPP F/S案件及び海外投融資案件にか

かる情報交換及び事業化に向けた調整、日本企業が事業化を推進する上での法制度・体制面を中心とした情報収集及び必要な助言、を行うことを目的に派遣するものである。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、PPP F/S、海外投融資の仕組み、手続きを十分把握の上、下記の業務を行う。インドネシア政府の主たるカウンターパートは国家開発計画庁（BAPPENAS）、個別のPPP F/S、海外投融資案件に付随する業務では、各事業の所管官庁・機関がカウンターパートとなる。なお、本業務にあたっては、JICAが実施する技術協力（PPPネットワーク機能強化プロジェクト）との連携及び情報交換を行うよう留意する。

[ PPPインフラ調査・海外投融資案件実施促進 ]

### (1) 国内準備期間（2013年6月中旬）

- ア インドネシア国内のPPP関連法の情報整理を行う。
- イ インドネシアにおけるPPP F/S実施中案件の情報整理、並びに終了案件から得られた教訓の整理を行う。また、JICAが実施する技術協力案件（PPPネットワーク機能強化プロジェクト）の概要とこれまでに得られた教訓を把握する。
- ウ 業務計画書（和文・英文）を作成しJICA民間連携事業部へ提出する。

### (2) 第1次現地派遣期間（2013年6月下旬～8月下旬）

- ア 現地業務開始時にインドネシア政府、JICAインドネシア事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。
- イ JICAのPPP F/S、海外投融資制度、並びに既往PPP F/S及び海外投融資案件の現況についてインドネシア政府への説明を行う。
- ウ インドネシア政府のPPP関連法制度（PPP法、調達法、投資法等）を確認すると共に、個別のPPP F/S案件の実施及び海外投融資案件の審査に必要な情報（統計データ、計画文書、予算関連情報等）を収集する。
- エ 調査初期段階の案件を中心に、PPP F/S調査団が開催する協議に同行し、各個別案件が抱えている問題点について、インドネシア側、日本側の両方の観点から課題を抽出し、取りまとめると共に、課題解決に向けた助言を行う。
- オ インドネシア国内における他ドナー等の主要PPPインフラ案件の概要・進捗・課題等にかかる情報収集を行う。
- カ 現地業務完了に際し、インドネシア政府、JICAインドネシア事務所に対し進捗報告書を提出し、現地業務結果の説明を行う。

### (3) 国内作業期間（2013年9月上旬）

進捗報告書（和文・英文）を民間連携事業部へ提出すると共に報告を行う。

### (4) 第2次現地派遣期間（2013年9月下旬～2013年11月下旬）

- ア 既往PPP F/S及び海外投融資案件の現況についてインドネシア政府への説明を行う。
- イ 個別のPPP F/S案件の実施及び海外投融資案件の審査に必要な情報（統計データ、計画文書、予算関連情報等）を収集する。
- ウ 既往の調査案件を中心に、PPP F/S調査団が開催する協議に同行し、各個別案件が抱えている問題点について、インドネシア側、日本側の両方の観点から課題を抽出し、取りまとめると共に、課題解決に向けた助言を行う。
- エ インドネシア国内における他ドナー等の主要PPPインフラ案件の概要・進捗・課題等にかかる情報収集を行う。
- オ L/A承諾済案件に関して、現況の確認を行うと共に、ディスパースの促進支援を行う。
- カ 現地業務完了に際し、インドネシア政府、JICAインドネシア事務所に対し業務の成果、助言等を含む進捗報告書を提出し、現地業務結果の説明を行う。

### (5) 国内作業期間（2013年12月上旬）

進捗報告書（和文・英文）を民間連携事業部へ提出すると共に報告を行う。

### (6) 第3次現地派遣期間（2014年1月上旬～2014年3月上旬）

- ア 既往PPP F/S及び海外投融資案件の現況についてインドネシア政府への説明を行う。
- イ 個別のPPP F/S案件の実施及び海外投融資案件の審査に必要な情報（統計データ、計画文書、予算関連情報等）を収集する。
- ウ 調査初期段階の案件を中心に、PPP F/S調査団が開催する協議に同行し、各個別案件が抱えている問題点について、インドネシア側、日本側の両方の観点から課題を抽出し、取りまとめると共に、課題解決に向けた助言を行う。
- エ L/A承諾済案件に関して、現況の確認を行うと共に、ディスパースの促進支援を行う。
- オ インドネシアにおいてPPPインフラ事業を行う上での法制度・体制面等にかかる課題点・教訓の抽出及びこれら教訓や他ドナーの支援状況を踏まえたJICA及び日本企業の関わり方にかかる提言を作成する。
- カ 現地業務完了に際し、インドネシア政府に業務結果を説明すると共に、JICAインドネシア事務所に対し業務完了報告書（和文）を提出し、業務結果の説明を行う。

### (7) 帰国後整理期間（2014年3月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）の民間連携事業部への提出及び報告を行う。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書

契約約款第2条及び付属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。  
和文3部、英文3部（JICA民間連携事業部、JICA東南アジア・大洋州部、JICAインドネシア事務所）

(2) 進捗報告書(各派遣終了時)

和文3部、英文3部（JICA民間連携事業部、JICA東南アジア・大洋州部、JICAインドネシア事務所）

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部（JICA民間連携事業部、JICA東南アジア・大洋州部、JICAインドネシア事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

また、現地派遣期間中/国内作業期間中はコンサルタント業務従事月報(和文1部)を作成し、民間連携事業部室又はインドネシア事務所に提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：成田～ジャカルタ

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

特に無し

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

特に無し